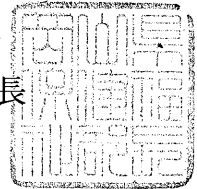


生 衛 第 604 号
平成22年10月25日

社団法人 岡山県医師会 会長 殿

岡山県保健福祉部長



調理師業務従事者届出の実施について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、調理の業務に従事する調理師は、平成6年度から、調理師法第5条の2の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、業務に従事する場所の所在地等の事項を翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届出なければならないとされているところです。

平成22年度は、その届出の実施年度となっており、先般、厚生労働省から別添のとおり制度の周知等について通知があったところです。

つきましては、関係の給食施設等に従事されている調理師に対し届出について周知していただきますようお願いいたします。

なお、本県では届出の受理等の事務について、社団法人 岡山県食品衛生協会を指定届出受理機関として業務を委託しており、届出先は別添のとおりです。併せて周知についてよろしくお願ひいたします。

また、本届出等の情報につきましては、岡山県保健福祉部生活衛生課及び社団法人 岡山県食品衛生協会のホームページにおいても公開しており、届出様式をダウンロード出来ます。

おって、本通知は次のホームページに掲載しておりますので申し添えます。

記

通知掲載ページ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県生活衛生課ホームページ

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=37

岡山県食品衛生協会ホームページ

<http://ww91.tiki.ne.jp/~okayamafha/>